

「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」(案)に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当法人は、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」(案)を本年1月22日に公表し、2月12日までの間、広く意見の募集を行いました。その結果、10件のコメントが寄せられました。主なコメントの概要及びそれに対する当法人の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
<b>全般的なコメント</b>		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プリンシプルの策定に賛同する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重なご意見ありがとうございます。当法人は、頂いたご意見も踏まえ、各方面への寄稿及びセミナー等を通じて、本プリンシプルの理解促進に取り組んでまいります。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本取引所自主規制法人が、本プリンシプルを策定した理由、意義などを関係各所にわかりやすい形で周知徹底されることを期待したい。</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プリンシプルの個々の原則はごく当たり前の常識的な内容であり、「確かな企業価値の再生」に結びつかない。メッセージ性が弱く、企業側に「動機づけ」するには、あまりにインパクトがない。</li> <li>・また、「努める」という表現では裁量があまりにも大きく、実務的には、曖昧さを生み出す要因になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プリンシプルは、実際の上場会社の不祥事対応に概ね共通する考え方をもとに策定しており、従来まったく見られなかった考え方によるものではありませんが、不祥事対応における基本的な行動原則を整理して明確化したことにより、上場会社が個別の判断の拠り所として活用することができると考えております。したがって、本プリンシプルに基づく行動・対処により、上場会社において自浄作用が適切に発揮されることで、不祥事により毀損した企業価値の再生に資するものと考えております。</li> <li>・また、不祥事の態様は様々であり、実際の対応はその内容等に即して柔軟かつ適切に行う必要があることから、特定の方法等を一律に求めるのではなく、上場会社が本プリンシプルの趣旨を踏まえつつ実態に即して最善の対応をすることが適切と考えております。</li> </ul>

4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社は、ルール・ベースで直接の拘束力を有するものではないことを理由に本プリンシプルを軽視できないのであって、具体的な不祥事対応を実行する場合、その適切性を確保するための拠り所とすべきこととなる。</li> <li>また、取引所が取引所規則等に基づく判断（例えば、特設市場注意銘柄の指定、解除など）を行う場合において、直接適用されるのは取引所規則等であるが、本プリンシプルの考え方が考慮要素とされるのは当然のことと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり、本プリンシプルは上場会社の行動を一律に拘束するものではありませんが、不祥事に対応する上場会社が本プリンシプルを個別の判断の拠り所として活用することにより、企業価値の再生に資するものと考えております。</li> <li>・また、取引所規則に基づく審査・判断は、ご理解のとおり当該審査等に関する規則に則って行われます。ただし、上場会社が本プリンシプルに即して対応した場合には、原因究明・再発防止等が適切に図られ実行されることにつながり、そのような状況が実現することによって、例えば再発防止の実施状況等が審査対象に含まれる場面（特設注意市場銘柄の解除等）においてプラスに考慮されることになると考えられます。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プリンシプルは、不祥事が起きてしまった後の対応が想定されていると考えるが、企業の不正等は実行者により隠ぺいされるため、防止するほうが発見するよりも費用効果がある。上場企業の経営者の内部統制、特に不正対応の責任について、また、組織内での不祥事のリスク管理のプログラムの構築と運用について、言及すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事が起こる前においては、その未然防止を図るために適切な内部統制等の構築・運用が重要であることはご指摘のとおりです。</li> <li>・本プリンシプルは、不祥事が実際に発生した際に企業価値の再生を確かなものとするためのものです。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プリンシプルの前文に、「不祥事」の定義及び「自社」に「グループ会社を含む」旨を明記すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘を踏まえて、前文において「自社」に「(グループ会社を含む)」を追記しました。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プリンシプルの前文に、「不祥事」の定義を明記すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プリンシプル・ベースのアプローチにおいては、関係者が尊重すべき基本的な原則を明らかにするとともに、個々の用語等の意義・解釈は、当事者がその趣旨を踏まえつつ個別の状況等に即して適切に判断することが想定されてい</li> </ul>

		<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本プリンシプルについても、不祥事によりステークホルダーからの信頼や企業価値が毀損した上場会社の基本的な行動原則を示したものであり、その趣旨が当てはまる場面において実態に即して適切に活用されることが、具体的事案に応じた柔軟かつ適切な対応につながると考えられます。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プリンシプルの前文において、なぜこのプリンシプルをまとめたかを簡潔に触れておくことが適当である。また、上場会社が十分に対応を講じないような場合について「上場会社の企業価値の棄損につながるおそれがあり、また事案によってはさらに市場全体への信頼にも悪影響を及ぼしかねない」旨も言及してよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プリンシプル制定の趣旨は本プリンシプルの公表資料の「1. 趣旨」において記載されているとおりであり、また、ご指摘の「資本市場全体の信頼性」との関係についても、当該趣旨に上場会社の不祥事は「資本市場全体の信頼性にも影響を及ぼしかねません」と記載しております。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プリンシプルの前文に、「資本市場全体の信頼性の維持に資するよう」行動・対処すべき旨を明記すべきである。</li> </ul>	
<p><b>プリンシプル①（根本的な原因の解明）・②（第三者委員会）に関連するコメント</b></p>		
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>原因の分析は、事実関係の把握に続くものであり、不祥事の原因究明から本プリンシプルを書き出すことには違和感がある。また、調査活動について、適切な調査範囲の設定と調査期間の確保を記述すべきである。</li> <li>根本的な原因の究明に向けた努力がなぜ必要となるか、簡潔に示すことが適当ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プリンシプル①において「事実認定を確実にを行い、根本的な原因を解明する」と記載しております。また、①は、調査範囲や調査期間の設定に限らず、根本的な原因の解明を図るために必要な対応を全般的に求める趣旨を含んでいます。</li> <li>根本的な原因の解明は、実効性の高い再発防止策の実施につなげるために必要と考えられます。これは、不祥事の表面的な事象のみに着目して対策を講じるにとどまった場合には、根本的な原因に根差した別の不祥事が発生するこ</li> </ul>

		とがあり、そのような状況は再発防止が実効性を持って十分に図られたとは言えないためです。ただし、根本的な原因の態様は上場会社や不祥事によって様々であるとも考えられ、画一的な対応を求めるものでもありません。いずれにせよ、不祥事に即した根本的な原因を解明し、それに沿った再発防止策を策定する必要があり、その趣旨は③にも併せて示されています。
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>「調査環境の整備」は、どのような内容を想定しているのか、例示があると会社側の対応に参考になると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「調査環境の整備」とは、調査に必要な情報の入手等が円滑かつ適切に行われるように対応することを想定したものです。例えば、役員・社員等に対して資料提出やヒアリング等に適切に応じるよう求めることや、調査に関する情報提供窓口の設置や通報者の保護等が考えられます。ただし、必ずしもそれらに限られるものではなく、不祥事の内容や調査の実効性確保等を踏まえて必要な措置が講じられることが重要であると考えられます。</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プリンシプル②において、発生した不祥事が一定の条件を満たす場合には、「第三者委員会の設置が有力な選択肢となる。」とされているが、これは第三者委員会の設置を要請又は推奨する趣旨であるのかどうか、第三者委員会の設置以外の選択肢を排除するものではないかどうか、確認したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不祥事の調査方法は、第三者委員会による調査に限られず、いわゆる社内調査も含み、個々の不祥事の内容等に照らして上場会社において適切に選択する必要があると考えております。</li> <li>本プリンシプル②は、このような趣旨の下、従来の事例も踏まえて第三者委員会の設置が有力な選択肢となるよう</li> </ul>

13	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プリンシプル②においては、第三者委員会について説明されているが、社内調査は監査役や社外役員による調査が本来は有効である。第三者委員会はその意味で例外とも言えることから、「内部統制の有効性や経営陣の信頼性に疑義が生じている場合」において言及されている「疑義」とは、一定の高いレベルの「疑義」を指すという理解でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なケースを例示したものです。</li> <li>したがって、ご意見を踏まえ、以上の趣旨を明確化するために、本プリンシプル①において、「最適な調査体制を構築するよう努める」必要がある旨を追記し、また、②については、「<u>第三者委員会を設置する場合における</u>」と修正しました。</li> <li>また、②において、第三者委員会の設置が有力な選択肢となる場合の例示についても、ご指摘を踏まえ、「内部統制の有効性や経営陣の信頼性に<u>相当の疑義</u>が生じている場合」と修正しました。</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>不祥事対応においては、ステークホルダーの代表である独立役員（社外取締役、社外監査役）が積極的な役割を果たすことが期待され、このような役割はコーポレートガバナンス・コードの趣旨にも合致することから、本プリンシプルにおいて、その趣旨を明記することも検討に値すると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立役員は、社内役員と社外者の中間に位置する者として、不祥事の規模や性質等に即した適切な体制の構築等について重要な役割を果たすことが期待されます（神田秀樹監修・株式会社東京証券取引所編著「ハンドブック 独立役員の実務」（商事法務、2012年）129頁）。</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者委員会の設置に関して、独立社外役員の意見の反映などの記述は検討されるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以上の点及びご意見を踏まえて、本プリンシプル①に、「独立役員を含め適格な者が率先して自浄作用の発揮に努める」ことを追記しました。</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>社外役員の中に、不祥事対応に関して知識・経験を有する人材を確保しておくことが望ましい旨の記述を追加すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記 No.14・15 のとおり、本プリンシプル①に独立役員に関する記述を追記しました。</li> <li>不祥事対応の知識・経験を有する人材の確保も含め、各上場会社が有益と考える対応については適切に実行されることが望ましいと考えられます。</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者委員会の設置や委員の選定プロセスにおいて、「社外取締役・社外監査役を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プリンシプル②においては、「委員の選定プロセスを含</li> </ul>

	<p>主体とする第三者委員会選任委員会」を実務として定着させることも検討に値する。</p>	<p>め、独立性・中立性・専門性を確保するために、十分な配慮を行う」としており、ご指摘のように、社外役員を主体とする合議体による委員選定等も効果的な方法の一つとして考えられるところです。</p>
18	<p>・本プリンシプル②にいう「第三者委員会」とは、すべての委員が当該企業の役職員以外の者で構成される合議体であり、調査方法、調査結果など調査に関するすべての事項を、合議体として決定する形態の調査主体を指すものとの理解でよいか。</p> <p>また、本プリンシプルでいう「第三者委員会」は、必ずしも日本弁護士連合会による「企業不祥事等における第三者委員会ガイドライン」に準拠した委員会に限定されないという理解でよいか。</p>	<p>・本プリンシプル②は、一定の場合に、独立性・中立性・専門性を確かなものとするため、第三者委員会の設置が有力な選択肢となる旨を示しています。また、「企業不祥事等における第三者委員会ガイドライン」については有益な指針として広く活用されており、不祥事対応に一定の貢献をしていると認識しております。いずれにせよ、個別事案の実態を踏まえて独立性・中立性・専門性が実質的に確保されていることが重要であると考えられます。</p> <p>・本プリンシプル②の趣旨は、「第三者委員会」の名を冠しながら実態としては独立性・中立性・専門性が確保されていなかったり、仮に不十分な調査であったとしても「第三者委員会が調査した」ことのみを大義名分として十分な対応を行わなかったりするような事態とならないよう求めるものです。</p>
19	<p>・本プリンシプル②の第2段落は、いわゆる「お手盛り第三者委員会」に対する強い警告であると思われる。</p> <p>第三者委員会の独立性・中立性・専門性確保のための重要ポイントは、調査スコープの設定も含め、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」で示されている。同ガイドライン自体も、拘束力を有するものではないが、本プリンシプルと相まって、不祥事対応の根底にあるべき行動原則を確立することが有益と思われる。</p>	
20	<p>・現行の第三者委員会については、その独立性・中立性・専門性の確保という観点からは、法令等に基づき継続的に監視機能を発揮している監査委員会、監査役、会計監査人に比して、根本的に限界があると考ええる。</p> <p>今般、本プリンシプルが策定されるこの機会に、上場会社における不祥事対応の際に設置される第三者委員会の在り方については、市場関係者による議論も必要ではないかと考える。その議論を踏まえて、第三者委員会を設置する必要性やその設置過程の明確化等に関する対応にまで踏み込む必要があるのではないかと考える。</p>	

21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者委員会を設置する場合には、企業の情報開示の在り方に加え、第三者委員会による情報開示の在り方も重要となるため、委員会の中に広報・PRの専門家を加えるべきと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者委員会の委員については、状況に応じ各社で最適な専門家等を選定することが期待されます。</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社の子会社が不祥事を起こした場合、第三者委員会設置にあたっては、原則として、親会社が主導的役割を果たすことが求められる。また、第三者委員会としては、親会社による企業集団に対する内部統制を調査スコープに入れるべき場合が多くなると考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のように、上場会社の子会社の不祥事においては、第三者委員会設置の有無にかかわらず、一般論としては当該上場親会社が主導的役割を果たすことが望ましいと考えられますが、不祥事の内容や当該子会社の性格、企業集団の状況等に即して個別に判断される場合もありうると考えられます。</li> </ul>
<b>プリンシプル③（再発防止策）に関連するコメント</b>		
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止策について、組織変更や社内規則改訂だけでは何が足りないかについて、もう少しわかりやすくするために、「形式面にとどまらず」といった表現を補うことが適当ではないか。これに対し、「実行」については、「着実な」実行と表現して、実質面が重要であることを明確化することがよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プリンシプル③においては、ご指摘のような趣旨も踏まえつつ、「再発防止策の本旨が、日々の業務運営等に具体的に反映されることが重要」であることを明確化することで、実質面が重要であることを示しています。</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止策が反映されるべき「業務運営等」には、ガバナンス絡みの施策、例えば監査役による経営監視等も含まれるという理解でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご理解のとおりです。</li> </ul>
<b>プリンシプル④（情報開示）に関するコメント</b>		
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事に関わる情報開示においては、記者会見が望まれるケースも多いと思われる。特にメディア側からの記者会見要求がある場合には、企業は、決算会見まで引き延ばしたりすることなく速やかに対応すべきと考える。</li> <li>・記者会見においては、近年のメディア環境の変化に鑑み、広く門戸を開き、オープンな記者会見とすべきと考える。また、深夜などの時間帯は避け、時間を区切ることなく、最後の質問が終わるまでしっかりと回答することが、透明性を確保することになると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プリンシプル④は、迅速かつ的確な情報開示により、透明性を確保することを求めるものです。ご指摘のような記者会見を含め、不祥事の内容等に基づいて上場会社が必要な対応を判断し、適切に情報開示を行うことが重要であると考えられます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>記者会見の説明者は、常務以上の役員、できれば代表取締役社長が望ましいと考える。</li> </ul>	
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際の情報開示の時期・方法・範囲については、プリンシプルに記載のとおり、事案ごとに「その必要に即し」判断されるべきものという理解でよいか。例えば、調査結果の開示の時期・方法・範囲によっては、国内外における大規模訴訟の誘発や、海外法制上の各種守秘特権が破棄されてしまう可能性など、かえって企業価値の棄損につながるリスクも考えられるため、一律に調査結果の詳細な開示を要求することは適当でないこともあり、事案ごとに判断されるべきものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報開示については、個別事情の存在のみから一面的に判断するのではなく、関連する事象の内容等を踏まえた上で、上場会社として多様なステークホルダーの利益を考え、開示するメリット・デメリットを適切に評価することが求められると考えられます。</li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮に第三者委員会を設置しない上場会社は、その理由を開示する等の説明が求められることになるのかどうかを確認したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プリンシプルは、第三者委員会を設置しない場合にその理由の開示を一律に求めるものではありません。いずれにせよ、根本的な原因説明等を行うために最適な調査体制を講じることが重要であると考えられます。</li> </ul>
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報開示の重要性を否定するものではないが、調査活動を可能な限り迅速かつ確実に実施するうえで、ある時点において開示が適切ではない場合もあり、迅速な開示だけを全面的に押し出すのは現実的ではなく、本末転倒にもなりかねない。情報開示は、初期の段階から再発防止策の実施段階に至る一連のプロセスの適切な段階・時期に適宜行われるべきことを記載すればよいのではないかと。</li> <li>「丁寧な説明」という点は透明性の確保の観点だけではなく、上場会社の説明責任の観点も含まれるものであるため、透明性の点とは分けて記述することが適切ではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報開示については、ご指摘のとおり、個別事案の必要に即し、迅速性と的確性のバランスを踏まえて適切に判断される必要があると考えられ、本プリンシプル④の「迅速かつ的確に行う」にはその趣旨を含んでいます。</li> <li>また、「丁寧な説明」が透明性の確保に加えて説明責任の観点にもつながることはご指摘のとおりであり、本プリンシプル④には全体としてその趣旨を含んでいます。</li> </ul>
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部調査であっても、その結果を対外的な公表の内容とする以上は、正確性が求められるというべきであり、仮に正確性を欠く場合にはその結果の公表は開示ルール違反（さらには法的責任の余地）にもつながるものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘のとおり、どのような調査体制であるかにかかわらず、調査結果に関する情報開示は正確なものであることが求められ、正確性を欠く情報開示は上場規則違反となる可能性があると考えられます。本プリンシプル④は、正確な</li> </ul>



	情報開示を求める趣旨を含んでいます。
--	--------------------

※上記のほか、用語・表記等に関するご意見もいただいておりますが、いずれも貴重なご意見として検討の参考とさせていただきます。

<提出者>

番号	提出者	番号	提出者
1	第三者委員会報告書格付け委員会事務局長、日本公認不正検査士協会、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	16	郷原総合コンプライアンス法律事務所
2	日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	17	第三者委員会報告書格付け委員会事務局長
3	個人	18	長島・大野・常松法律事務所危機管理・不祥事対応チーム
4	第三者委員会報告書格付け委員会事務局長	19	第三者委員会報告書格付け委員会事務局長
5	日本公認不正検査士協会	20	日本公認会計士協会
6	日本公認不正検査士協会	21	企業広報戦略研究所
7	上場会社法制の在り方を考える会、日本公認不正検査士協会	22	第三者委員会報告書格付け委員会事務局長
8	上場会社法制の在り方を考える会	23	上場会社法制の在り方を考える会
9	日本公認不正検査士協会	24	個人
10	上場会社法制の在り方を考える会	25	企業広報戦略研究所
11	上場会社法制の在り方を考える会	26	長島・大野・常松法律事務所危機管理・不祥事対応チーム
12	日本公認会計士協会、上場会社法制の在り方を考える会、長島・大野・常松法律事務所危機管理・不祥事対応チーム	27	日本公認会計士協会
13	個人	28	上場会社法制の在り方を考える会
14	第三者委員会報告書格付け委員会事務局長	29	上場会社法制の在り方を考える会
15	上場会社法制の在り方を考える会、郷原総合コンプライアンス法律事務所		